

景観重要公共施設の整備に関する 協議の手引き



平成30年4月
日向市 都市政策課

< 目次 >

1 はじめに	1
2 協議手順	1
3 景観重要公共施設	2
4 協議書提出の対象行為	4
5 景観重要公共施設の整備に関する事項	5
6 協議書の記入例	8
7 協議書の添付資料	9



『ファミリー』第6回日向市景観賞「作品」部門最優秀賞作品

1.はじめに

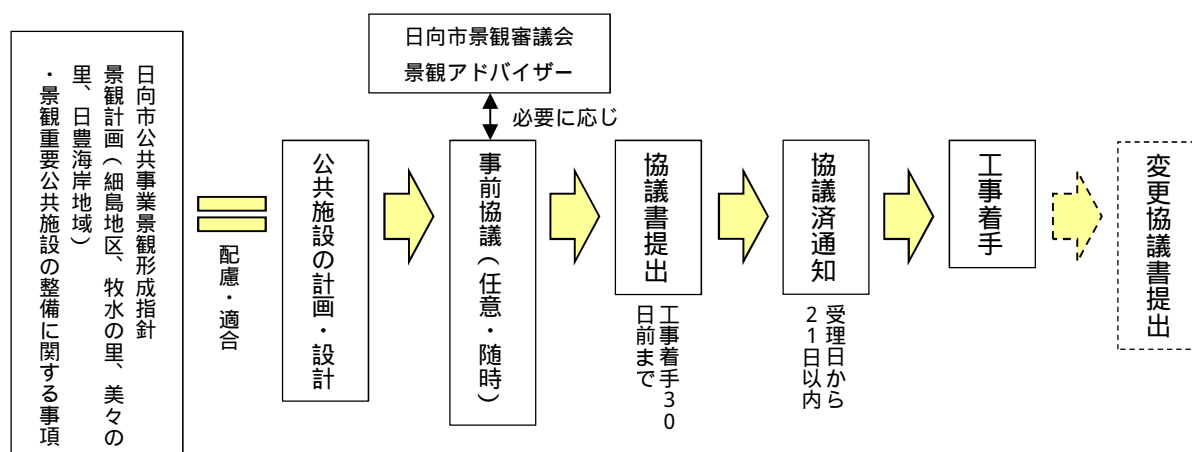
道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つであり、地域の景観づくりに果たす役割は大きく、その整備にあたっては周辺景観への配慮が特に求められます。このため、日向市が定めた4地区の景観計画では、景観形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、整備の際に基準となる「整備に関する事項」を定めています。

この手引きは、景観重要公共施設の整備における、日向市との協議手続きを示したものです。なお、本協議手続きは、予算の範囲内で本市の目指す景観に相応しい公共施設の整備を図ることを目的としており、大幅なコスト増につながる整備を求めるものではありません。

この手引きを通じて、公共施設の景観に対する配慮が進み、本市の景観形成がより良いものとなるようご協力をお願いいたします。

2.協議手順

景観重要公共施設の整備を行う際は、「日向市公共事業景観形成指針」に定めた内容の検討を行うとともに、各計画の「景観重要公共施設の整備に関する事項」に示す、基準に即した計画・設計を行っていただき、工事着手の30日前までに、協議書を都市政策課技術調整係まで提出していただくようお願いいたします。(協議書提出部数：1部)



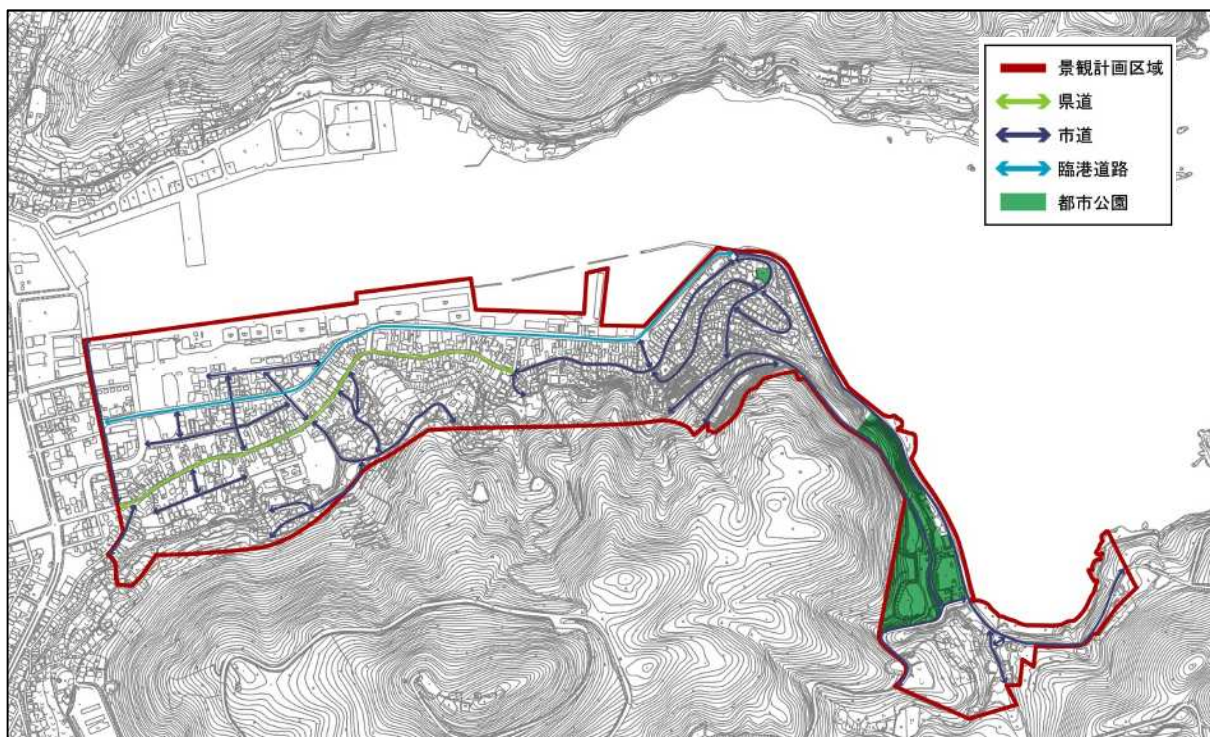
留意事項

- ・より良い景観形成のために、計画・設計段階から、事前協議をお願いします。特に景観に対する影響が大きいものについては、必要に応じて、日向市景観審議会等に意見を聴く場合があります。この場合は、事前協議期間として1ヶ月以上の期間を予定してください。
- ・工事着手後に景観に関する内容の変更がある場合は、変更協議書を提出してください。
- ・協議書の提出は、一連の工事(一事業)で一括して提出してください。但し、発注の時期が大幅に変わる場合などは事前にご相談ください。
- ・景観重要公共施設内における建築物の新築等については、本協議を適用しません。但し、一定規模以上の建築物の新築等につきましては、景観法に基づく通知等の対象となる場合があります。
- ・景観重要公共施設内における占用物件の設置につきましては、本協議を適用しません。但し、占用物件の種類や規模に応じて、景観法に基づく通知等の対象となる場合があります。
- ・協議書の提出は、代理者(設計コンサルタント等)が行っても構いません。

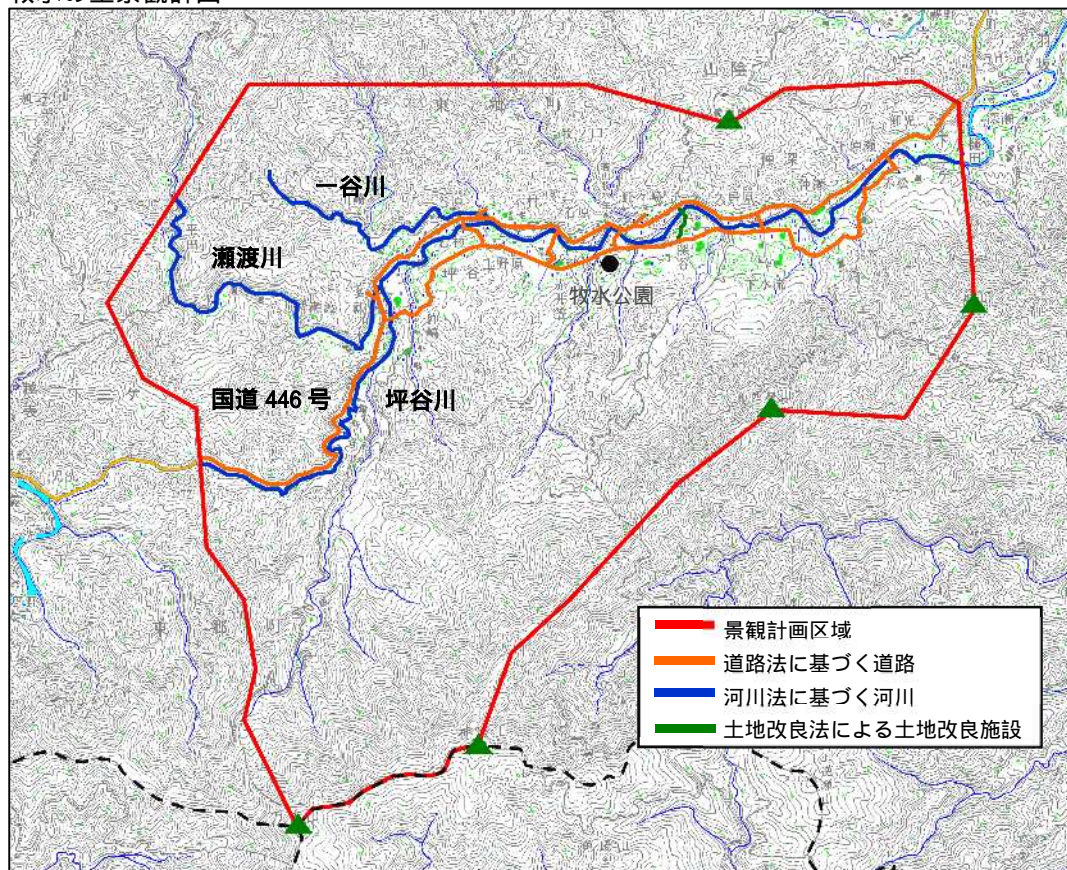
3. 景観重要公共施設

各景観計画において定める景観重要公共施設は以下のとおりです。

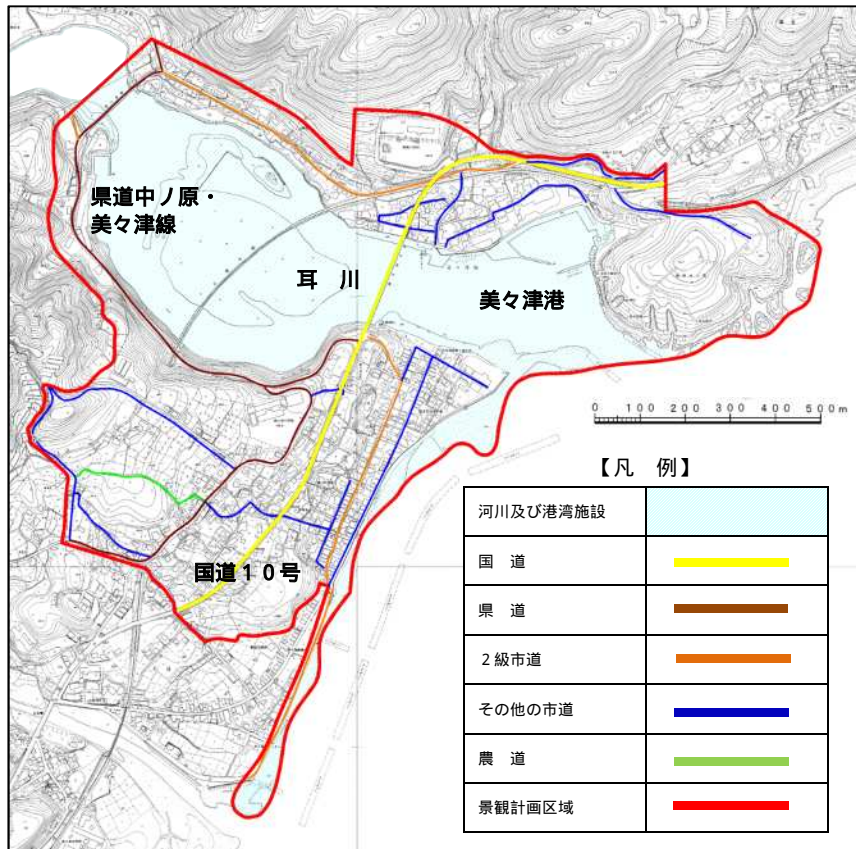
細島地区景観計画



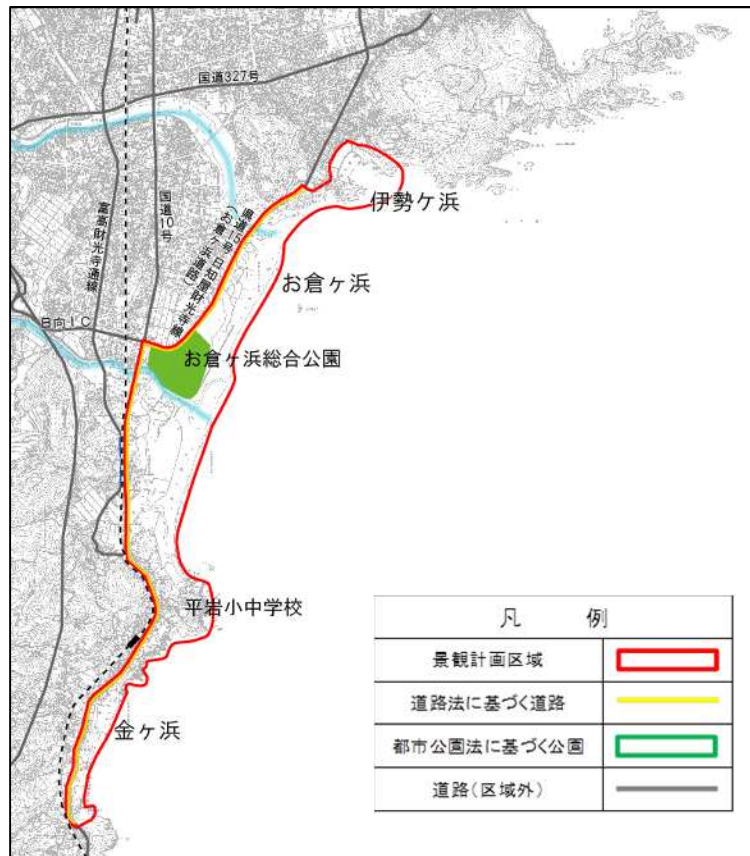
牧水の里景観計画



美々の里景観計画



日豊海岸地域景観計画



4. 協議書提出の対象行為

協議書の提出の対象となる景観重要公共施設は下記のとおりです。

都市公園	
行為	規模
公園内に設置される以下に示すものの新設または変更を行なう場合 遊具施設、防護柵等、擁壁、園路の舗装、駐車場、四阿、ベンチ その他の付帯施設 公園において行う木材の伐採、植栽	すべて
河川	
行為	規模
河川の新設、改修	すべて
水面の埋立	
堤防の新設、改修、修繕	
護岸の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	
舗装の新設、改修、修繕、色彩の変更	
水門等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	
ダム・堰等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	
防護柵等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	
木竹の伐採、植栽、除却	
道路	
行為	規模
道路の新設、改修	すべて
舗装の新設、改修、修繕、色彩の変更	
法面の保護、改修、修繕	
橋梁の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	
擁壁の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	
防護柵等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	
木竹の伐採、植栽、除却、除却	
上記以外の道路付属物(道路標識、照明等)	

上記に該当しない行為でも、景観形成に影響があると認められる場合は、協議書を提出していただく場合があります。

以下の行為は、協議書の適用を除外します。

地下又は水面下で行う行為

着色を施していない舗装の改修又は修繕で、外観の変更が無いもの

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）で定められている、区画線及び道路標示の設置

仮設の工作物の新設、増設、改修、外観の変更

木竹の伐採について

- ・間伐等、木竹の保育のために通常行われる伐採

- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

- ・仮植した木竹の移植又は伐採

- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

芝、草花、地被類その他これらに類する植物の植栽等

除草、草刈

通常の管理行為、軽易な維持行為（例：側溝布設替、ガードレールの一部取替え等）

災害のため必要な応急措置、又は原型復旧として行う災害復旧（例：ブロック積 ブロック積）

激甚災害に指定される程度の大規模な災害復旧事業で、市長が免除すると認めるもの

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備を行う際は、以下の事項に基づくこととします。また「日向市公共事業景観形成指針」に定めた内容のほか、各種ガイドラインを参考にしながら、具体の検討を進めることとします。

整備に関する事項（基本方針）	
1.	自然景観や歴史的建造物等の景観資源を保全、活用した景観形成に努めること。
2.	公共事業等による景観形成は、まちづくりの一環であるという視点に立ち、周辺の他の施設との景観上の秩序を明らかにした上で、調和や統一性に配慮すること。 また、行為地内に複数の公共施設を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
3.	大規模な公共建築物、公園、橋詰広場、ポケットパーク等の行為地内には、地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。
4.	設計に当たっては、遠景、中景、近景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。 なお、道路等の視点が移動する公共施設については、立ち止って見る景観又は視点が動いているときの景観の特性の違いに配慮すること。
5.	設計に当たっては、行為地内の景観を損ねている要素の修景に努めること。 また、擁壁、さく等の工作物、法面及び建築物の表面に安易に描画、文字の記入等を行わないこと。 なお、地域性を演出する場合は、景観に与える影響を十分に検討した上でデザインを選定すること。
6.	設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。
7.	設計に当たっては、公共的空間と私的空間との境界、道路、公園、河川等種類の異なる公共施設の境界、異なる材料の境界等の景観上の秩序を明らかにし、全体として基調の整った中にも、必要に応じメリハリのあるデザインとなるよう努めること。

細島地区景観計画

項目	整備に関する事項（個別事項）
1. 法面	法面は、現況の地形・地質に応じた構造とし、できる限り緑化可能な工法の導入に努めること。 また、緑化する場合は、在来種を主体としたその地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、周辺の景観との調和に配慮する。
2. 擁壁・護岸	擁壁は、長大にならないよう工法等を検討し、圧迫感を和らげるよう工夫するとともに、周辺の景観との調和及び周囲の緑化に配慮する。
3. 防護柵	防護柵の構造・形態・素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮する。
4. 舗装	舗装の素材、色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。 特にカラー舗装については十分な検討を要する。
5. 植栽（緑化）	できる限り緑化することを念頭に置き、植栽については、周辺の樹木との調和、地域の特性に配慮するとともに、既存の樹木の保全に努める。
6. 公共広告物	案内看板等の公共広告物については、整理統合に努めるとともに、設置数、設置場所、形態、色彩、素材については、周辺との調和に配慮する。
7. 照明施設	照明施設は、夜間の景観を考慮し、光の色や強さ等を工夫するとともに、設置数を最小限にとどめ、施設自体が周囲の景観を損なわないよう配慮する。
8. 外観の色彩	公共施設の外観には、不快感を与える色彩を使用せず、周囲の景観との調和に努めることとし、マンセル表色系による彩度6以下とする。

9. 維持管理	公共施設の維持管理については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持できるよう、適正な管理、修繕・補修に努める。
---------	--

牧水の里景観計画

項目	整備に関する事項（個別事項）
1. 法面	法面は、現況の地形・地質に応じた構造とし、圧迫感を和らげるよう高さを抑える、緩勾配にする、ラウンディングを用いるなどの工夫をするとともに、できる限り緑化可能な工法の導入に努める。また、緑化する場合は、在来種を主体とした牧水の里に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、牧水の里の自然景観との調和に配慮する。
2. 擁壁・護岸	擁壁は、長大にならないよう工法等を検討し、圧迫感を和らげるよう高さを抑える、緩勾配にするなどの工夫をするとともに、牧水の里の自然景観との調和及び周囲の緑化に配慮する。 護岸は、必要最小限の整備、現況の地形に応じた構造とするが、周辺の景観との調和を考え、できる限り自然石の活用に配慮するとともに、親水性の確保に努める。
3. 防護柵	防護柵の構造・形態・素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮し、自然素材の活用や茶色系の色彩を用いるなど、牧水の里の自然景観に溶け込むように努める。
4. 舗装	舗装の素材、色彩は、牧水の里の自然景観との調和に配慮し、できる限り低明度・低彩度のものにする。 特にカラー舗装については十分な検討を要し、安易にカラー舗装を行わない。
5. 植栽（緑化）	できる限り緑化することを念頭に置き、植栽については、周辺の樹木との調和、牧水の里の地域特性に配慮するとともに、既存の樹木の保全に努める。
6. 公共広告物	案内看板等の公共広告物については、整理統合に努めるとともに、設置数、設置場所、形態、色彩、素材については、周辺との調和に配慮し、集約化を図る、落ち着いた色彩や自然素材を使用するなど、牧水の里の自然景観に溶け込むように努める。
7. 照明施設	照明施設は、夜間の景観を考慮し最小限の設置にとどめるとともに、施設自体が周囲の景観を損なわないよう配慮する。
8. 外観の色彩	公共施設の外観には、落ち着いた色彩を使用するなど、牧水の里の自然景観との調和に努めることとし、マンセル表色系による彩度6以下とする。
9. 維持管理	公共施設の維持管理については、牧水の里の自然景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持できるよう、適正な管理、修繕・補修に努める。 特に色の塗り替えに際しては、牧水の里の自然景観との調和に十分配慮し、周辺の景観に対して違和感のない色彩を使用する。

美々の里景観計画

項目	整備に関する事項（個別事項）
1. のり面	<ul style="list-style-type: none"> ・ のり面は、現況の地形・地質に応じた構造とし、圧迫感を和らげるよう高さを抑える。 ・ 緩勾配にしたり、のり面と地山面の境を目立たなくするなどの工夫をするとともに、できる限り緑化可能な工法の採用に努める。 ・ 緑化する場合には、地域の近隣由来のものとし、地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、自然景観との調和に配慮する。
2. 擁壁・護岸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁は、長大にならないよう工法等を検討し、圧迫感を和らげるよう高さを抑える、緩勾配にするなどの工夫をするとともに、自然景観との調和及び周囲の緑化に配慮する。 ・ 護岸は、必要最小限の整備、現況の地形に応じた構造とし、周辺の景観との調和を考え、できる限り自然素材の材料を活用し、親水性の確保に努める。

3.防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の構造・形態・素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮する。 ・自然素材の活用、透過性の高い部材、茶色系の色彩を用いるなど、地域の景観に溶け込むように努める。
4.路面	<ul style="list-style-type: none"> ・路面の素材、色彩は、地域特性や周囲の景観との調和に配慮する。 ・カラー舗装については十分に検討し、安易に採用しない。
5.植栽 (緑化)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の樹木との調和、地域特性に配慮するとともに、既存の樹木保全に努める。
6.公共広告物 (標識・案内板)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置数、設置場所、形態、色彩、素材等については、周辺との調和に配慮し、整理統合に努める。 ・落ち着いた色彩や自然素材を使用するなど、地域の景観に溶け込むよう努める。
7.照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明施設のデザイン、素材、色彩は、周辺環境と調和させ、昼間の景観にもなじむものとする。 ・光源自体が、夜間の景観を損なわないよう、明るさ、光色、配光、形式等について工夫する。
8.外観の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・美々の里の景観との調和に努めることとし、建物に関しては、本計画の色彩景観形成基準に準ずる。
9.維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽、塗装及び舗装等の公共施設の維持管理については、良好な景観を維持できるよう、適正な管理水準を確保するよう努める。

日豊海岸地域景観計画

項目	整備に関する事項〔個別事項〕
1.法面	法面は、現況の地形・地質に応じた構造とし、できる限り緑化可能な工法の導入に努める。また、緑化する場合は、在来種を主体としたその地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、周辺の景観との調和に配慮する。
2.擁壁・護岸	沿道からの眺望景観を妨げる擁壁・護岸は必要最小限とし、整備する場合は眺望景観を妨げることのないよう計画する。擁壁は、長大にならないよう工法等を検討し、圧迫感を和らげるよう工夫するとともに、周辺の景観との調和及び周囲の緑化に配慮する。
3.防護柵	沿道からの眺望景観を妨げる防護柵は必要最小限とし、設置する場合は眺望景観を妨げることのないよう適切な維持管理に努める。防護柵の構造・形態・素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮し、日豊海岸地域の景観に溶け込むように努める。
4.舗装	舗装の素材、色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。 特にカラー舗装については十分に検討し、安易に採用しない。
5.植栽(緑化)	沿道からの眺望景観を妨げる植栽は必要最小限とし、整備する場合は眺望景観を妨げることのないよう維持管理に努める。また、周辺の樹木との調和、地域の特性に配慮するとともに、既存の樹木の保全に努める。
6.公共広告物	沿道からの眺望景観を妨げる公共広告物は必要最小限とし、設置する場合は眺望景観を妨げることのないよう配慮し、景観を損なわないよう維持管理に努める。案内看板等の公共広告物については、可能な限り整理統合に努める。設置数、設置場所、形態、色彩、素材については、統一感のあるデザインにするとともに眺望を確保できるよう周辺との調和に配慮し、日豊海岸地域の景観に溶け込むように努める。

6. 協議書の記入例

平成 30 年 6 月 30 日

着手の 1 月以上前

日向市景観重要公共施設整備（変更）協議書

日向市長 殿

協議者 郵便番号 8 8 3 - 1 1 1 1

発注者

住 所 日向市 町 番地

氏 名 土木事務所 所長

Ⓜ

担 当 課

電 話 0982-22-2222

整備の 場所等	河川又は路線名	国道 号
	景観計画名	<input type="checkbox"/> 細島地区 <input checked="" type="checkbox"/> 牧水の里 <input type="checkbox"/> 美々の里 <input type="checkbox"/> 日豊海岸地域
	行為地	日向市 町 番地 他
整備の期間	着手予定日 平成 30 年 8 月 1 日	完了予定日 平成 31 年 3 月 31 日
設計者 (代理者)	郵便番号 8 8 3 - 3 3 3 3 住 所 日向市 町 番地 事務所名 株式会社 コンサルタント (電話 0982-44-4444) 氏 名 代表取締役	
施工者	郵便番号 8 8 3 - 5 5 5 5 住 所 日向市 町 番地 事務所名 株式会社 建設 (電話 0982-66-6666) 氏 名 代表取締役	未定の場合は「未定」と記入
整備の概要	事業名等	道路改良工事
	行為の種類	道路の新設、改修
	行為の規模 (延長、面積、 高さ等)	延長 L=1,000m W=6.0m 法面保護 A=5,000 m ² 擁壁設置 N=5 箇所、L=100m、H=5m (最高部) 舗装工 A=10,300 m ² 防護柵設置 L=800m 景観に関わる主な 工種・数量を記入
	景観に配慮した 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法面や擁壁が長大にならないよう、線形や工法等を検討し圧迫感を和らげる工夫をした。 ・法面は緑化工法を主体とし、在来種を選定することで周辺環境との調和を図った。 ・可能な限り既存樹木を保全する設計とした。 ・周辺景観に配慮した防護柵を選定した。(車道部ガードケーブル、歩道部はブラウン系転落防止柵) ・標識や照明類は、周辺景観に配慮しブラウン系塗装を行う設計とした。

7. 協議書の添付資料

協議書には、以下の書類を添付してください。

種 類	内 容
位 置 図	縮尺 1/10,000～1/25,000 の地図に整備箇所を示すこと。
付 近 見 取 図	住宅地図等に整備箇所を示すこと。
現 況 写 真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。2方向以上から撮影。
平 面 図	着色する場合、仕上げ方法、色彩等を図示すること。 色彩はマンセル値を記載すること。
縦 断 図	必要に応じて。
横 断 図	必要に応じて。
完 成 予 想 図	必要に応じて。 提出する場合は着色すること。
構 造 図	必要に応じて。 提出する場合は、仕上げ方法、色彩等を図示すること。 色彩はマンセル値を記載すること。 必要に応じて、製品カタログ等を添付すること。
木竹の配置図	必要に応じて。 提出する場合は、保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹が判断できるように記載すること。併せて木竹名も記載すること。



問い合わせ先

〒883 - 8555 日向市本町10番5号
日向市建設部都市政策課 技術調整係
電話 (0982)52-2111 FAX (0982)54-2639
E-mail toshi@hyugacity.jp

